

令和7年度

みやぎの施設園芸ネクストステージ事業 募集要領

事業に関する要綱・要領、各種申請様式等は、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/>

第1 事業の目的

本事業は高度環境制御機器等の園芸DXによる生産性向上等の優良事例を横展開し、施設園芸の高度化と農業生産額の増大を図るため、みやぎの施設園芸ネクストステージ事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、必要な施設及び機械等の整備又は取得に要する経費について、その一部を補助するものです。

第2 募集期間

令和7年3月31日（月）から毎月末金曜日まで（各地方振興事務所必着）

（予算上限に達し次第、募集終了とします）

第3 個別事業メニュー

	園芸DXハウス整備型		園芸DX機器整備型
補助対象 経費	下記園芸DX技術のうち、①を必須とし、かつ②から⑩までのいずれか1つ以上の技術を有する施設の整備	下記園芸DX技術のうち、①を必須とし、かつ②から⑩までのいずれか1つ以上の技術を有し、 <u>個人に貸し付けることを目的とした施設の整備</u>	下記園芸DX技術のうち、①から⑩までのいずれか1つ以上の技術を有する機械等
事業実施 主体	県内に本店を有する農業法人	県内に拠点を置く農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会 等）	県内に本店を有する農業法人
補助率・ 補助上限	1 / 2 以内 3500万円		1 / 2 以内 1000万円
共通要件	以下の要件をすべて満たした事業実施計画を策定し、知事の認定を受けること。 （1）地域の活性化に寄与する取り組みであること。 （2）施設及び機械等の整備又は取得と併せて、支援機関の技術や経営面、人材育成等の支援等を受けること。 （3）生産販売計画、収支・資金繰り計画、施設及び機械等の整備計画が適切なものであること。 （4）下記園芸DX技術のうち、①を導入する場合、みやぎ環境制御技術交流ネットワーク（令和3年7月28日設立）に加入するなど、環境制御技術セミナー等に積極的に参加し、環境制御技術の向上に努めること。また、知事から環境制御装置等で記録したデータの提供依頼を受けた際は応じること		
必須要件	総事業費が概ね3000万円以上		総事業費が概ね200万円以上
選択要件	以下のいずれかの項目を満たす計画を作成すること。 （1）年間売上額が補助額の50%以上（千円未満切り捨て）増加 （2）単位面積当たりの収量が10%以上向上 （3）本事業で整備する機械等が関連する工程の作業時間が20%以上削減		

【園芸DX技術】

- ①高度環境制御（遠隔操作可能なものに限る） ②ロボット防除 ③ロボット収穫
- ④AGV（無人搬送車） ⑤スマート選果 ⑥多点計測センサー ⑦培地重量センサー
- ⑧CO2濃度施用 ⑨日射比例灌水 ⑩その他、園芸DXに資する技術

※予算額を超えた申請があった場合、予算の範囲内で執行するため、補助申請額から減額して交付することがあります。

第4 事業実施計画作成の注意点

本事業は、園芸DXによる生産性向上等の優良事例を横展開し、施設園芸の高度化と農業生産額の増大を目的としており、生産規模の拡大等にあたっては、十分な事業計画の策定が重要となります。

このため、事業実施を希望する場合は、早めに各地域を所管する県地方振興事務所農業振興部やみやぎ産業振興機構等の支援機関へ相談いただくとともに、計画作成に向けた指導・助言を受けた上で計画を作成いただくようお願いします。

第5 申請方法

1 申請方法

事業実施計画を作成の上、事業実施箇所を所管する県地方振興事務所農業振興部に直接申請してください。

2 提出書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

なお、提出書類等は返却いたしません。

- (1) 実施計画承認申請書（別記様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（別紙1）
- (3) 法人定款、登記簿謄本、決算書（3か年）の写し
- (4) 仕様書及び実施設計書（別紙2）
- (5) 見積書（2社以上、内訳明細含む）、カタログ等
- (6) 図面・配置図
- (7) 事業箇所の位置図
- (8) 納税証明書
- (9) 暴力団排除に関する誓約書（別紙3）
- (10) 国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書（別紙4）
- (11) BCP（事業継続計画）を示す書類
- (12) 賃貸借契約書（事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合）
- (13) その他知事が必要と認める書類

3 提出部数

1部

第6 事業計画の審査及び認定

1 事業審査

事業実施計画の募集終了後に、外部委員による事業審査会を開催します。事業審査会では、事業実施計画の妥当性や事業の成長性、事業の目標、生産販売計画や収支・資金計画の妥当性、経営体の財務状況等について審査を行い、認定する事業実施計画を決定します。

なお、事業審査会において、申請者は事業実施計画に基づき、15分間程度の説明をしていただきます。

2 予備審査

申請された事業実施計画について、事前に予備審査を行い、総合的な見地から事業審査会で審査する事業実施計画を決定する場合があります。

3 認定結果の通知

事業実施計画の認定結果については、後日、園芸推進課より申請者あて通知いたします。
なお、不認定の理由についての問い合わせには応じられません。

第7 補助事業の実施

1 補助金交付申請等

事業実施計画の認定を受けた事業実施主体は、みやぎの施設園芸ネクストステージ事業費補助金の交付を受けることができます。

交付申請及びその後の手続きについては、事業実施主体に対して別途お知らせいたします。

2 公表

交付決定となった場合には、事業実施主体名、テーマ、事業内容、補助金対象額等の情報を公表します。

3 補助事業期間

事業実施主体における事業期間は、交付決定日から令和8年2月末までを目安とします。

事業の着手（施設及び機械等の入札を含む。）は、原則として、補助金の交付決定後に行うこととなります。

ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を提出してください。

この場合、補助金の交付決定の通知までのあらゆる損失等については、自らが負担することになりますので御承知ください。

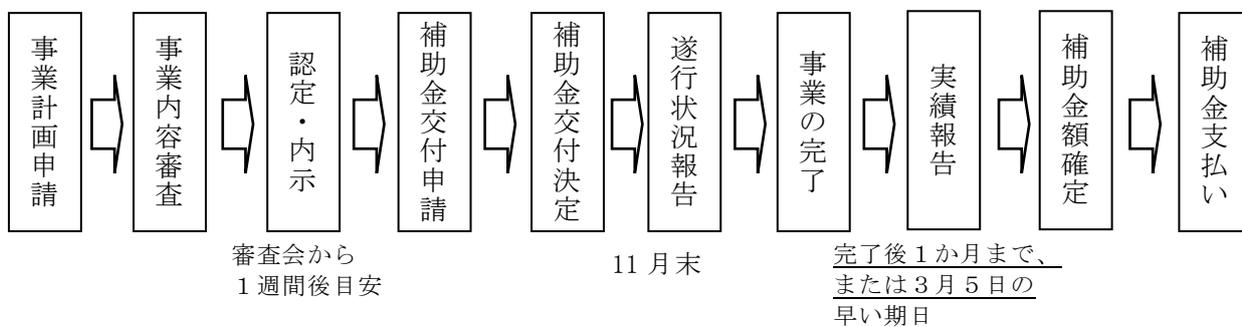
4 補助金の支払い

原則として補助金の支払いは、補助事業の終了後、補助金の額の確定をした後に精算払いとなります。

5 状況報告

事業実施後5年間、運営状況を報告いただきます。

第8 事業実施スケジュール（予定）



問い合わせ先：

大河原地方振興事務所農業振興部農業振興班

TEL：0224-53-3289 FAX：0224-53-3138

仙台地方振興事務所農業振興部農業振興班

TEL：022-275-9250 FAX：022-275-0296

北部地方振興事務所農業振興部農業振興班

TEL：0229-91-0717 FAX：0229-23-0910

東部地方振興事務所農業振興部農業振興班
気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班
園芸推進課先進的園芸推進班

TEL : 0225-95-7809 FAX : 0225-95-2999
TEL : 0226-24-2534 FAX : 0226-22-1606
TEL : 022-211-2723 FAX : 022-211-2849